

調査等業務の電子納品要領 BIM/CIM 編

令和 7 年 7 月

中日本高速道路株式会社

— 目 次 —

1.	適用.....	1
2.	納品方法.....	1
3.	フォルダ構成.....	2
4.	ファイル命名規則・ファイル形式.....	2

1. 適用

「調査等業務の電子納品要領 BIM/CIM 編」(以下、「本要領」という)は、「BIM/CIM 実施要領」(以下、「実施要領」という)に従って作成される成果品を電子的手段により引き渡す場合に適用する。

本要領により納品する成果品は、**図- 1**に示すように BIM/CIM 業務において作成される成果品のうち、BIM/CIM 実施要領に従って作成される 3 次元モデルや点群データ等の成果品とし、「調査等業務の電子納品要領 共通編、測量編、土質調査編、デジタル地形データ編」(以下、「各編」という)により納品が定められている成果品については、各編によるものとする。なお、本要領で定められていないウイルス対策の電子納品の通則は「調査等業務の電子納品要領 共通編」に従うものとする。

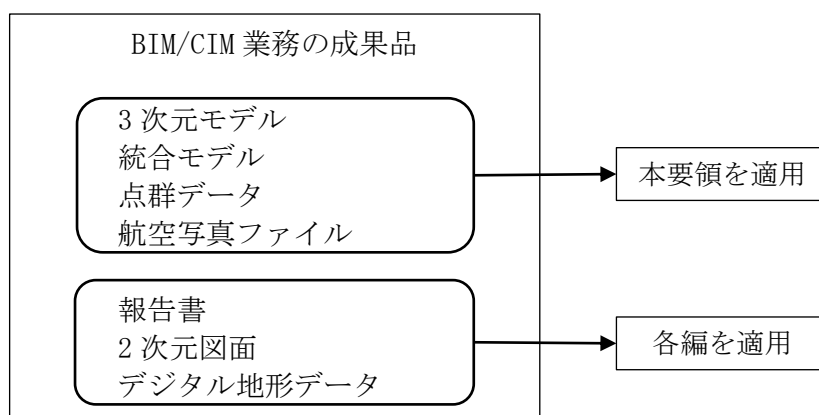


図- 1 成果品の納品区分

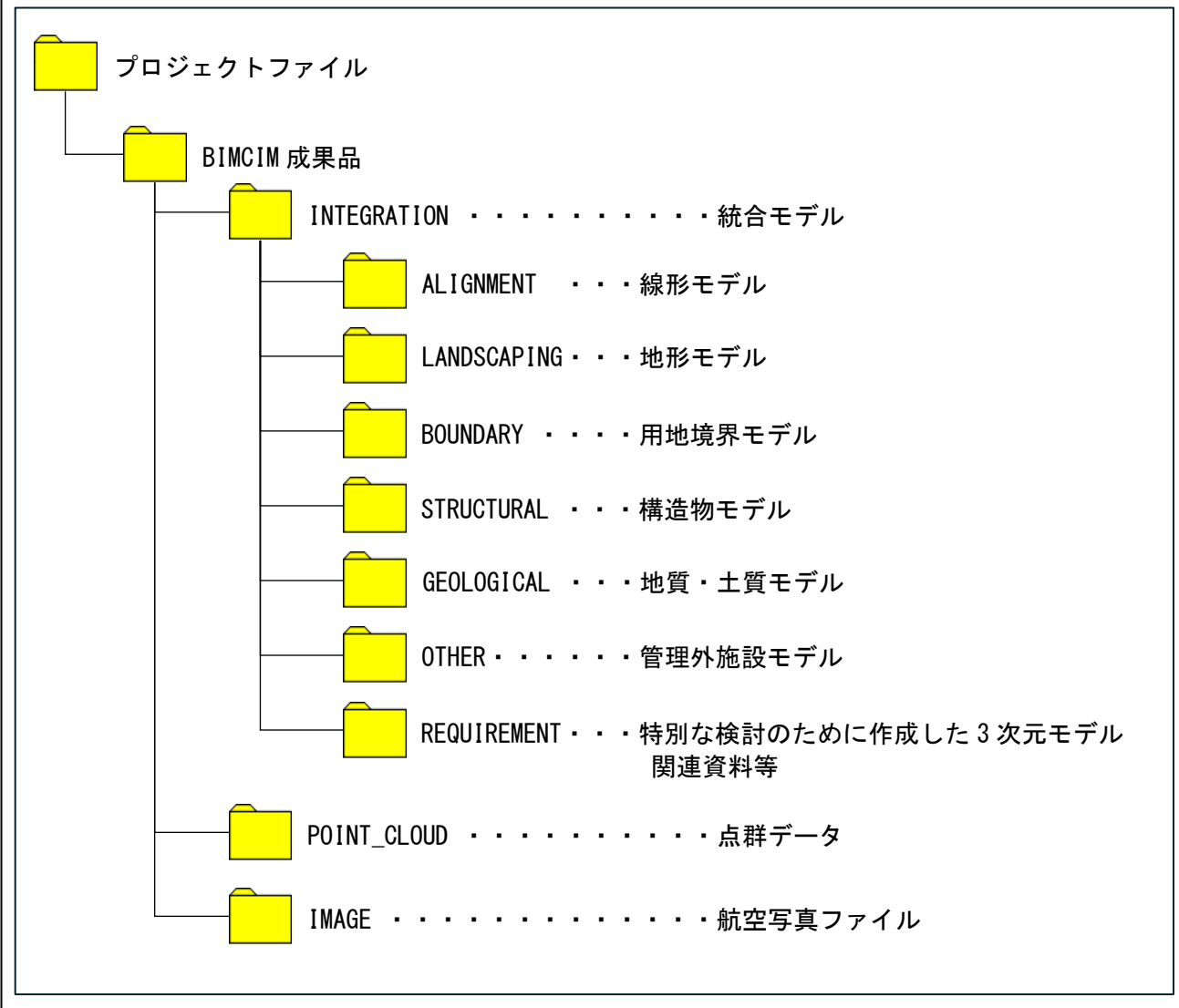
2. 納品方法

BIM/CIM 実施要領に従って作成する成果品の納品方法は、共通データ環境(以下、「CDE」という)のプロジェクトファイル内の「BIMCIM 成果品」フォルダへの格納とする。

実施要領に従って作成される 3 次元モデルや点群データ等は、データ量が大きくなることが多いため、「調査等業務の電子納品要領 共通編」で規定されている電子媒体(CD-R もしくは DVD-R)での納品が困難であることや CDE に格納することでデータの受け渡しが容易になることから、CDE に格納することとする。

3. フォルダ構成

CDE のプロジェクトファイル内の「BIMCIM 成果品」フォルダ以下のフォルダ構成は、下記を基本とする。



4. ファイル命名規則・ファイル形式

成果品のファイル名・ファイル形式は、「3次元モデル作成要領」に従うことを基本とする。

航空写真ファイルデータは、「調査等業務の電子納品要領 測量編」を参照するものとする。
要領に規定されていない場合は、監督員と協議し定めるものとする。